



- ③ 社会保険料、生命保険料などの各種控除に必要な証明書、領収書
- ② 収入や必要経費が分かる書類(源泉徴収票、支払証明、収支計算書など)
*事業所得(農業など)、不動産所得や山林所得などが生じる業務を行う全ての方は、**記帳と帳簿等(領収書など)の保存制度の対象者**になりますので、全関係書類を準備してください。
- ① 印鑑(認印、朱肉を使うもの)

■申告に必要なもの

通常、申告書は各受付会場で印刷するため、郵送申告などを希望された方以外への送付は行っていません。
新たに郵送申告を希望される方や申告について不明な点がある方は、問い合わせください。

■申告書などの送付について

地区の指定日に都合が悪い場合は、指定地区外の会場でも受け付けます。
申告期間中は担当職員が不在のため、本庁税務課・各支所地域振興課の窓口では申告受付はできません。

■申告会場について

●平成28年度 申告受付日程表(川内地域)

月	日	午前の部(9:00～11:30)		午後の部(13:30～16:00)	
		対象地区	会場	対象地区	会場
2	2 火	川北地区(大小路側)年金収入のみの方	本庁 6階大会議室	収入が年金だけで、他に収入のない方のみを受け付けになります。(年金と他の収入がある方は、各地区出張申告会場などで2月8日以降に受け付けします。) 【受付時間】 午前の部 8:30～12:00 午後の部 13:00～17:00	
	3 水	川南地区(向田側)年金収入のみの方			
	4 木	川北地区(大小路側)年金収入のみの方			
	5 金	川南地区(向田側)年金収入のみの方			
	8 月	寄田町			
9 火	高江町	峰山地区コミュニティセンター	高江町	峰山地区コミュニティセンター	
10 水	久住町、楠元町	平佐東地区コミュニティセンター	中村町	平佐東地区コミュニティセンター	
12 金	城上町	城上地区コミュニティセンター	城上町	吉川地区コミュニティセンター	
15 月	網津町、小倉町	水引地区コミュニティセンター	水引町	水引地区コミュニティセンター	
	16 火	港町	水引地区コミュニティセンター	湯島町	水引地区コミュニティセンター
17 水	中郷町、中郷1～5丁目	育英地区コミュニティセンター	原田町、東大小路町	中央公民館	
18 木	御陵下町	中央公民館	御陵下町	中央公民館	
19 金	国分寺町、大小路町	中央公民館	大王町、若葉町、花木町、上川内町	中央公民館	
22 月	五代町	亀山地区コミュニティセンター	宮内町、小倉町	亀山地区コミュニティセンター	
23 火	田海町、白浜町	八幡地区コミュニティセンター	田海町	八幡地区コミュニティセンター	
24 水	西方町	町自治会館	湯田町	湯田地区コミュニティセンター	
25 木	陽成町	陽成地区コミュニティセンター	高城町	高来地区コミュニティセンター	
26 金	永利町	永利地区コミュニティセンター	百次町	永利地区コミュニティセンター	
29 月	矢倉町、尾白江町、木場茶屋町	セントピア	都町、青山町	セントピア	
1 火	勝目町、山之口町、川永野町	セントピア	宮崎町	セントピア	
	2 水	隈之城町、中福良町	セントピア	-	
3	3 木	田崎町、横馬場町、鳥追町、白和町	天辰町	本庁 6階大会議室 【受付時間】 午後の部 13:00～17:00	
	4 金	平佐町、平佐一丁目	平佐町		
	7 月	平佐町	向田町、東向田町、西向田町、向田本町、神田町		
	8 火	若松町、東開聞町、西開聞町、冷水町	宮里町		
9 水	川内地域全域(上記の期間中に申告できなかった方)	本庁 6階大会議室	【受付時間】 午前の部 8:30～12:00 午後の部 13:00～17:00		
10 木					
11 金					
14 月					
15 火					

申告期限は3月15日(火)まで!

平成28年度
市民税・県民税
(国民健康保険税)

申告受付のお知らせ

【問合先】本庁税務課市民税グループ
☎(23)5111(内線2231,2232,2233)

市民税・県民税の申告受付を1月下旬から順次、各地域で行います。
*日程は次ページ以降に掲載

この申告は、平成28年度分の市民税・県民税、国民健康保険税(後期高齢者医療保険料)、介護保険料を計算するときの基礎資料になります。
また、児童扶養手当給付申請、保育料決定手続き、公営住宅入居や金融機関からの融資の申し込みなど、各種手続きに必要な諸証明の基にもなります。

申告する場合は、あらかじめ、準備するものや申告会場などを確認ください。

*税務署で所得税の確定申告が必要となる場合(株式譲渡、先物取引、土地などの譲渡所得、損失申告、山林所得、雑損控除および青色申告)は、申告会場で受け付けができません。ご了承ください。詳しくは問合先まで。

★まずは市民税・県民税申告が必要か確認しましょう!

